

令和2年度事業計画

東日本大震災及び東京電力福島第一発電所の事故から10年目の節目となる年度である。復興庁の設置期限は当初2021年3月末を予定していたが、これを10年延長することが決定している。しかしながら、復興予算の減少に伴う社会資源の先細りが心配される。復興に取り残される社会的弱者、原子力損害の賠償から漏れている被災者に対する情報提供と相談等支援活動の重要性は継続している。本会では発災以来、相談体制の充実に大きな力を注いでおり、独自の相談会はもちろん、行政機関・民間機関を問わず連携し相談員の派遣等をしてきた。これら取り組みは今年度も継続する。会内では災害支援はプロボノ（公益活動）と認識されているが、息の長い支援を続けるためには業務として成立させる基盤整備も責務である。

昨年台風では浸水被害があり、今年は新型コロナウイルス感染症対策のため各種経済活動が自粛されるなか、市民のダメージは真っ先に貧困等の生活困窮の形で姿を顕すであろう。生活困窮者を法的に支援する準備が必要である。市民への広報と会員への情報提供が急務となる。

連合会市民救援基金から支弁されていた総合相談センターは今年度より自主財源での運営となり、財政逼迫は明らかである。持続可能な会務運営のために更なる努力が必要である。コロナ禍は皮肉にも事務処理や会議の効率化を含め新たな可能性を示唆している。知恵を絞れば見直しや改善の余地はまだあり、合理化しつつ質と量を向上させるチャレンジを継続する。

総務・事務局体制について、登録事務・綱紀関連・連絡事務等をなくして会員業務は成立せず事務削減には限界があるが、IT機器を使いこなすことで省力化が望める。

研修事業について、「市民の権利擁護」の基礎となる研鑽はますます重要である。コロナ禍の中で集合研修は困難であるが、研修なくして司法書士の未来はない。eラーニング・通信研修など各事務所内にて効率的に研鑽できる教材提供に努める。

相談活動・公益活動・広報活動は三位一体であり、相談会だけを充実させても効果は薄い。相談ニーズにオンデマンドできる体制確保が必要であることは言うまでもないが、同時に広報のあり方を司法書士自身をPRする方向へ根本的に検討し変化させる取り組みをしたい。小学生向け法律教室の展開や市民向け講座の充実も目指していく。

ただし、今年度の事業執行は新型コロナウイルス感染症の状況次第では修正変更を余儀なくされるので了承願いたい。